

基礎教養検定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市消防士として習得すべき基礎的な教養について、その習熟度を確認するために行う基礎教養検定（以下「検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検定対象者)

第2条 検定の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、基準日は検定実施年度の4月1日とする。

(1) 消防副士長の階級にある者

(2) 消防士の階級にあり、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 大学卒業程度試験採用者で、満2年以上の勤務実績を有する者

イ 高校卒業程度試験採用者で、満6年以上（修学年数に応じ満4年以上）の勤務実績を有する者

(検定の告知)

第3条 検定を実施しようとするときは、あらかじめ出題範囲、検定日時及び場所を定めて所属長に通知するとともに、職員一般に周知するものとする。

(実施回数)

第4条 検定は、原則として毎年1回実施するものとする。

(検定合格者の決定)

第5条 100点満点のうち60点を合格基準点数とし、合格基準点数以上を取得した者を検定合格者とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検定に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。